



横浜事務所 〒221-0056  
 横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
 東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室  
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### アメリカ大統領選に見る自由と平等

このレターが配信される頃にはもう結果が出ているのでしょうか、現在民主党オバマと共和党ロムニーによる激しい選挙合戦が繰り広げられています。アメリカの財政赤字は4年連続で1兆ドルを突破し、財政の健全化が急務となっています。また、貧富の差が激しい格差社会を問題視する声も多く、両者の掲げる政策の中でも税制改正は今回のアメリカ大統領選において重要な焦点となっています。年収25万ドル以上の富裕層への増税を掲げ、より平等な社会を目指すオバマに対し、ロムニーは全世帯への減税を実現することによる景気浮揚策を掲げ、自由競争、自由経済に重点を置いています。富裕層への増税、すなわち累進課税の強化による富の再配分の是非についてはしばしば議論となりますが、一面的には語るできない難しさがあります。

富裕層増税や国民皆保険制度を社会主義的だと批判する一部の共和党保守派の論拠は「自分を所有するのは自分だ」という”リバタリアニズム”と呼ばれる思想にあります。つまり、政府がビル・ゲイツの富を税金として強制的に取り立てることができたとしたら、それは自由競争のもとに彼が築いた財産の所有権への侵害ではないか、とする考えです。インセンティブという側面からも、累進税率が一段と強化されると、一生懸命に働き、努力をした人が働く意欲を喪失してしまうデメリットもあります。一方で、人が社会の中に生きている以上、自分を自分で所有しているという前提に問題がある、また裕福な人の築いた富は自身の努力のみによるものとは一概には言えず、生まれもった才能など多くの幸運の産物であり、その幸運を授かった人は「持たざる者」へ分け与えるべきだ、という考え方もあります。すなわち、再分配によりスタートラインにおける不平等さの解消を目指すのです。

平等な社会は皆が理想とするところではありますが、自由競争が過度に抑圧されると社会は停滞してしまいます。税制改革においてこのバランスをうまくとれるのか、アメリカ国民の選択はいかに。

### 遺言

弊所も設立して10数年たちますと、相続や相続対策のお仕事が増えてまいりました。家族の形態はさまざまですから、オーダーメイドでの対応が必要となります。

今回はご親族の仲の良い悪いにかかわらず、遺言の必要性をお知らせしておきたいと思います。

例えば子供がいなく配偶者とともに財産を築いてきた方がお亡くなりになった場合、ご自身のご両親が法定相続分として1/3の権利を主張され嫁姑でもめて、自宅等を売却しないと精算できない可能性があります。従って配偶者に全てを相続させるなどの遺言をして、ご両親にもご納得しておいて頂くか、別途保険などで手当てしておく必要があります。

(遺言をしていたとしても一定の場合ご両親は遺留分の減殺請求をすることができますから、 $1/3 \times 1/2 = 1/6$ を権利として主張することができます。)

また最近のご時世、結婚をしていない方も増えました、そういう方がお亡くなりになりますとご両親がいらっしゃる場合はご両親へ相続され、ご両親がなくご兄弟がいらっしゃる場合はご兄弟が相続されます。ここまでは良いと思われるのですが、ご兄弟がお亡くなりになった場合にその配偶者(又は甥姪)に相続されていくこととなります。義理の兄弟(又は甥姪)ですから良いと考える人もいれば、抵抗があるという人もいます。遺留分の範囲はありますが遺言により自分の財産をあげたい人にあげること(恋人やお世話になった人への遺贈、公益事業への寄付など)で自分の意思を示すことも可能です。

その他①先妻の子と後妻の子がいる②子の中で特別に財産を多く与えたい③逆に与えたくない④子供の配偶者に良くしてもらったので財産の一部をあげたい⑤内縁の妻や認知した子がいる、などなどは特に遺言が必要なケースかと思っておりますのでご注意ください。

様々なご要望があると思いますので是非弊所にご相談頂ければと思います。